

村山市建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和基準

村山市

(平成30年1月1日一部改正)

村山市建設工事請負約款第11条第3項に規定する現場代理人の常駐を要しないこととする場合について、平成26年4月1日以降、下記の基準で取扱うものとする。

1. 常駐義務緩和を認める場合

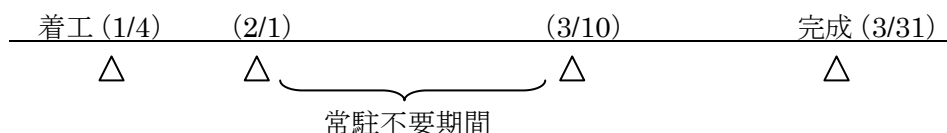
村山市が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により村山市の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

(1) 常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当し、別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により村山市の承認を受けた場合に限り、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- 二 工事の全部の施工を一時中止している期間
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間
- 四 一から三の期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間

(図解【例】)



(2) 別件工事との兼務可能要件

次の各号全てに該当し、かつ別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により村山市の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

- 一 兼務する工事は全て村山市が発注した工事であること
- 二 受注者は、村山市内に本店又は建設業に係る支店若しくは営業所を有すること
- 三 兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて2つまでとすること

- 四 監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されていること
- 五 監督職員等が求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等の対応ができること
- 六 工事担当課が異なる場合は、両方から承認されなければならないこと
- 七 1件の請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）の工事を含んでいること

(ア)両方が 3,500万円未満(建築一式工事の場合は 7,000万円未満)の場合

当該工事の現場代理人(主任技術者兼務の場合を含む。)が別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人(主任技術者兼務も可)または元請の主任技術者とする。

(イ)どちらか一方が 3,500万円以上(建築一式工事の場合は 7,000万円以上)の場合

兼務する工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事、または相互に調整を要する工事であること。かつ近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理できると村山市より承認されること。またその場合、当該工事の現場代理人(主任技術者兼務の場合に限る。)が別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人兼主任技術者または元請の主任技術者とする。

(参考【例】)

◎兼務可能な事例

① 両方が3,500万円未満(建築一式は7,000万円未満)の場合

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	B氏

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	B氏	B氏

② どちらか一方が3,500万円以上(建築一式は7,000万円以上)の場合
(一体性若しくは連続性かつ近接した場所の工事等)

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

◎兼務不可能な事例

- ① どちらか一方が3,500万円以上(建築一式は7,000万円以上)の場合
(一体性若しくは連続性かつ近接した場所の工事等)

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A 氏	A 氏
主任技術者	A 氏	B 氏

※ A氏は「△△工事」の主任技術者を兼ねていないので、現場代理人を兼務できない

2. 手続き

工事担当課あてに別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」を2部提出し、承認を受けること。

3. 施行期日

平成26年4月1日

平成30年1月1日 一部改正